

商工会ニュースしわ 1月号

◇発行者 紫波町商工会長 橘 富雄 ◇令和4年1月27日発行

◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

確定申告支援について

確定申告の時期が近づいて参りましたが、準備の方はいかがでしょうか？

商工会では、会員皆様の確定申告のお手伝いとして、下記の日程にて税理士による税務支援を行っております。商工会に税務支援を依頼する場合は、収入・経費等を集計し、控除書類をお持ちになってご相談ください。税理士の最終派遣日は3月10日（木）までですので、余裕をもって2月中にお早めにご相談ください。

また「アイーナ会場」では2月16日（水）～3月15日（火）、午前9時～午後4時まで開設しております。土日祝日を除きますが、2月20日（日）と2月27日（日）は開設します。「アイーナ」会場では入場する際に整理券が必要となり、当日券は会場で配布され、LINEからの事前発行も可能ですので来場される場合はご留意ください。

記

1. 税理士派遣日 ①令和4年2月17日（木）、 ②令和4年2月24日（木）
木村誠悦税理士事務所 税理士 木村 誠悦 氏 （紫波町）
③令和4年3月3日（木）、 ④令和4年3月10日（木）
税理士多田勇紀事務所 税理士 多田 勇紀 氏 （紫波町）
※職員による税務支援は随時行っております。
2. 場 所 紫波町商工会館

事業復活支援金について

この度、国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている事業者を対象とし、事業規模に応じた給付金を支給します。なお、給付要件等は引き続き検討・具体化しており変更になる可能性があります。

・対象期間

令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高と、平成30年11月～令和3年3月までの期間の売上高と比較。

・申請対象者

下記の①と②をいずれも満たす中堅・中小法人、フリーランスを含む個人事業者。

①新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により大きな影響を受けていること

②①の影響を受け、自らの事業判断によらずに令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月～令和3年3月までの間の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少していること。

・給付額

上限額

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

算出式

$$\text{給付額} = \cdot (\text{平成30年11月} \sim \text{平成31年3月の5か月間の売上高}) \\ \cdot (\text{令和元年11月} \sim \text{令和2年3月の5か月間の売上高}) \\ \cdot (\text{令和2年11月} \sim \text{令和3年3月の5か月間の売上高}) \\ \text{—} \{ (\text{令和3年11月} \sim \text{令和4年3月のいずれか1か月の売上高}) \times 5 \}$$

いづれか1つの期間と比較

・申請方法

事前に専用 WEB ページにて「申請 ID」の取得が必要です。(一時支援金又は月次支援金の既受給者は登録不要) 登録確認機関による事前確認の後、申請用の WEB ページから申請。

※登録確認機関

商工会/商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会、JA（農業協同組合/農業協同組合連合会）、JF（漁業協同組合/漁業協同組合連合会）、生活衛生同業組合/都道府県生活衛生営業指導センター、商店街振興組合/商店街振興組合連合会、預金取扱金融機関、税理士/税理士法人、公認会計士/監査法人、行政書士/行政書士法人、中小企業診断士

※商工会にて事前確認をされたい方は、事前に連絡（予約）をしてから来会ください。

商工会での事前確認は商工会員に限らせていただきます。

・必要書類

確定申告書、通帳（振込先が確認できるページ）、履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）
宣誓・同意書、対象月の売上台帳ほか

・申請期間

令和4年1月31日（月）～令和4年5月31日（火）まで

・問い合わせ先

事業復活支援金事務局 相談窓口

TEL 0120-789-140（IP 電話から 03-6834-7593※通話料がかかります）

ホームページ URL <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

最低賃金の引き上げについて

以下の産業について、最低賃金が引き上げになりました。各事業所におかれましては、ご注意ください
ますようお願いいたします。

●鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 878円（令和3年12月29日発効）

●光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業

時間額 856円（令和3年12月29日発効）

●電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 847円（令和3年12月29日発効）

●自動車小売業

時間額 879円（令和3年12月29日発効）